

# 2017年度事業計画書

社会福祉法人岐阜アソシア

〒500-8815 岐阜市梅河町1-4

TEL. 058-263-1310

FAX. 058-266-6369

<http://www.gifu-associa.com>

# 2017年度 岐阜アソシア 事業計画書

社会福祉法人 岐阜アソシア

当法人が設置・経営する「視覚障害者生活情報センターぎふ」の事業をさらに発展させるために、後援会の充実など事業資金の確保に重点を置いた活動を進める。また、「視覚障害者情報提供施設の経営」、「障害福祉サービス事業（同行援護）の経営」、「地域生活支援事業（移動支援事業）の経営」を継続し、さらに重複視覚障害者等の就労支援事業を2018年度より開始できるように、視覚障害者の社会参加を促進する。

## 1. 「視覚障害者情報提供施設の経営」

「視覚障害者生活情報センターぎふ」が、地域における視覚障害者福祉の総合センターとしての機能を発揮するように努め、事業を通して「視覚障害者とともに生きる」社会作りを目指す。

## 2. 「障害福祉サービス事業の経営」、「地域生活支援事業の経営」

移動支援から同行援護にサービスが移行し、さらなる視覚障害者の外出、代読・代筆等に便宜を図って社会参加を促進する。そのためのガイドヘルパー養成・フォローアップ講座、代読・代筆講習会を実施し、当法人の事業目的を十分に認識した人材によるガイドの実現を図る。なお、同行援護サービスを利用できない外出に対しては、岐阜はもんの会の協力により、従来から行っている「外出サポート」事業で対応する。

## 3. 運営資金確保のための活動

「視覚障害者生活情報センターぎふ協力者」の協力を得ての募金活動により、寄付金等を集めて「視覚障害者生活情報センターぎふ」の運営資金を確保する。

- (1) 「感謝のしおり第29号」を作成し、前年度の協力者に対して配布することにより、引き続いて協力をお願いする。
- (2) 運営資金を安定的に確保するため、協力者組織の充実強化を図る。
- (3) 全国のキリスト教会・キリスト教系の学校・幼稚園並びに信徒、県内企業に対し事業への協力依頼文書を発送して、協力者を募るとともに、寄付金等により資金確保に努める。
- (4) 募金箱の設置場所の拡大を図るとともに、ボランティアの協力によって回

収作業を定期的に行い、募金額の増大を図る。

- (5) 岐阜はもんの会の協力を得て、運営資金獲得のためのバザーを春に1回、秋に1回、次の日程で開催する。なお、2017年度から視覚障害者と一般入場者の入場時間、開催時間等を同じとする。

春バザー：5月27日（土）、秋バザー：10月29日（日）

- (6) 前年度に引き続き、岐阜県内のすべての幼稚園・小学校・中学校・高等学校に対して「書き損じ葉書」寄付の依頼を行い、換金して事業資金に繰り入れる。

#### 4. 岐阜県・岐阜市からの受託事業

- (1) 岐阜県の「岐阜県からのお知らせ」点字版（標準サイズ、Lサイズ）・音声版（DAISY版、テープ版、テキストメール版）、岐阜市の「広報ぎふ」点字版（標準サイズ、Lサイズ）・音声版（「あいメール」（DAISY版、テープ版））の製作を引き続き受託製作して、視覚障害者への広報活動に協力する。
- (2) 県内公的機関の閲覧用冊子として、岐阜県議会の「岐阜県議会だより」点字版（標準サイズ、Lサイズ）・音声版（DAISY版、テープ版）を受託製作して、視覚障害者への議会情報の提供に協力する。
- (3) 岐阜県から委託を受けて視覚障害者福祉事業（点訳奉仕員養成、音訳奉仕員養成、歩行訓練士派遣事業、中途失明者緊急生活訓練事業、点字版・録音版「視覚障害者福祉の手引」作成事業等）を引き続き行うことにより、視覚障害者福祉の向上発展のために協力する。

#### 5. 関係機関、団体との連携

- (1) 岐阜県身体障害者福祉協会及び岐阜県視覚障害者福祉協会が行う視覚障害者福祉事業、岐阜県立岐阜盲学校及び同窓会、「視覚障害者の教育と福祉を進める会」の活動に協力し、視覚障害者福祉の向上に努める。
- (2) 岐阜県社会福祉協議会及び各地域社会福祉協議会等の行う視覚障害者福祉事業に協力する。
- (3) 日本盲人キリスト教伝道協議会、日本聖公会社会福祉連盟等に引き続き加盟してその活動に協力する。
- (4) 岐阜県図書館協会の図書館協議会に引き続き加盟し、県内の図書館・大学図書館との連携を密にする。
- (5) 社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会の「情報サービス部会」・「自立支援施設部会」と、特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会

に引き続き加盟し、技術研修及び情報の収集に努める。

(6) 県内関係機関・団体との連携を図る。

6. 「重複視覚障害者の就労支援を考える会」の設置

岐阜アソシア、岐阜はもんの会、岐阜盲学校、岐阜盲学校PTA、岐阜県視覚障害者福祉協会などで会を組織し、重複視覚障害者の働ける就労支援施設が早急に運営できるよう活動を開始する。

7. 「盲養護老人ホーム建設構想委員会」の設置

岐阜アソシア、岐阜はもんの会、センター利用者、視覚障害関係団体等で委員会を組織し、増え続ける県内の高齢視覚障害者の要望に対して少しでも早く応えられるよう努力する。

# 2017年度 視覚障害者生活情報センターぎふ

## 事業計画書

社会福祉法人 岐阜アソシア

### 事業概要

視覚障害者生活情報センターぎふは、生涯学習時代にあって、利用者の学習する機会を保障するためのあらゆる資料提供・情報提供の場である。さらには、コミュニケーションの場・情報発信基地としての重要な役割を担っており、なくてはならない施設である。本年は9名の職員により、視覚障害者のニーズに対応して幅広い事業活動を展開する。また利用者に対する新たな図書館サービスを展開していくため、必要な知識・技能等を有する者のボランティアとしての参加を一層促進するよう努める。

情報提供部門では、引き続き全国の視覚障害者を対象に、点字図書・録音図書・雑誌の製作、貸し出し、館内閲覧業務、読書指導、点訳・音訳ボランティアの養成、対面音訳サービス、パソコン相談サービス、点字・録音資料類の受託製作、点字印刷・製本、拡大教科書製作等の事業を行う。事業推進のために、OCRや合成音声ソフトを利用して、情報提供の迅速化を図る。

そのほか点字図書・録音図書・雑誌類の購入や各種資料の収集によって蔵書の充実に努めるとともに、触図の製作、全国視覚障害者ネットワークシステムである「サピエ」の事業への積極的な参加によって、視覚障害者への情報提供の充実を目指す。岐阜県図書館との相互協力によるリーディングサービス事業、また、DAISYによるデジタル録音図書・雑誌の編集をさらに充実させるとともに、利用者・ボランティアに対しデジタル録音機器操作の指導を積極的に行う。さらに、弱視者への拡大写本サービスを、弱視児童・生徒在籍学校からの依頼による教科書・副教材製作に範囲を広げるほか、Lサイズ点字プリンターを活用して、従来の標準サイズ点字に加えLサイズ点字による情報提供を行う。

生活支援部門では、身近な窓口として視覚障害者からのあらゆる相談に応じて、その解決策を探るとともに、外出サポート事業、用具の収集・斡旋、展示を行う。そのほかにも、岐阜うかいネット(岐阜ロービジョンケアネット)に加盟して、埋もれている中途視覚障害者の支援を積極的に行う。

また、中高生を対象とした「一日点字教室」及び小学生とその親を対象とした「親子点字教室」、利用者・ボランティア・職員の交流と意見交換の場である「センター交流会」、クラブ活動の支援などを継続して行い、視覚障害者と晴眼者の交流の場の提供や視覚障害者への理解と誘導法の普及を図る。

なお、「かがり火」については2016年度末での実施であったため、2017年度は開催を見送り「かがり火2018」として2018年夏頃に開催予定である。また、行事については、それぞれ利用者・ボランティア・職員によるスタッフ会を設置し、3者の協力によって企画・実施する。

技術指導部門では、岐阜県から「中途失明者緊急生活訓練事業」及び「歩行訓練士派遣事業」の委託を受けて、歩行指導、日常生活技術指導、パソコン指導、中途視覚障害者点字学習指導を引き続き個別に行う。

また、単年度予定で視覚障害児・者・親の会「ひまわりの会」から就労支援事業を引き継いで実施するとともに、重複視覚障害者就労支援事業所開設の準備を他団体と連携して進める。

## 各事業の内容

### I 情報提供部門

#### 1. 点字部門の製作と貸し出し

- (1) 点字図書の最新の出版情報を常に把握し、速やかに購入することによって蔵書の充実を図る。
- (2) 点訳ボランティアの協力によって自館製作図書の増加に努め、読者の希望に応じられる体制を作る。製作に当たって、点訳→校正→判定→修正→点検→製本→装備の一連の作業を計画的に行う。なお、速やかに読者に提供できるよう、点訳プロジェクトの場で検討を重ね、それぞれの作業のスピード化を図る。  
パソコン点訳によるものは点字データを「サピエ図書館」に登録し、全国の点字図書館・公共図書館等との相互貸借を行って図書館サービスの充実に努める。
- (3) 利用者の学習要求・情報要求に応えるため、資料提供やレファレンス等の情報提供に努める。
- (4) 点訳講習会を開催して点訳ボランティアを養成する。パソコンを使った点字入力を推進し、点訳の効率化を図って、読者に対して点字情報の速やか

な提供を目指す。

- (5) 点字図書館の機能と役割に対する利用者の理解と関心を高めるため、また利用者へのきめ細かい情報提供を目的に館報「長良川だより」を毎月発行する。「長良川だより」には、当センターからのお知らせ、点字・録音新着図書案内、サピエ図書情報、着手図書情報などを掲載する。
- (6) 墨字近刊図書情報「これから出る本」（月刊 毎月約80冊分掲載）を発行し、希望者に配布する。これによって、墨字図書情報を提供するとともに、希望図書を把握して点訳原本を決定できるように努める。
- (7) 利用者の声を十分に反映した図書館の運営がなされるよう交流誌「心」を年4回発行し、読者間の意見・情報交換の場を提供し情報収集する。
- (8) Lサイズ点字プリンターを活用し、既存の点字データを使ってLサイズ点字の図書を製作し、求めに応じて提供する。これによって読者の選択の幅を拡げると同時に、中途視覚障害者の点字使用の利便を図る。
- (9) プライベートサービスにより、個人の必要とする資料等を点訳する。

## 2. 録音部門の製作と貸し出し

- (1) 岐阜県図書館との相互協力によってリーディングサービス事業を行う。視覚障害読者の希望リストによって県図書館から新刊書等を借り受けるほか、新たに原本を購入し、音訳ボランティアの協力によって録音図書として製作して、希望者に提供する。
- (2) 音訳ボランティアの協力によって読者の希望に応じた録音図書を製作する。製作に当たって、音訳→校正→判定→訂正→編集→プリント→装備の一連の作業を計画的に行う。なお、速やかに読者に提供できるよう、音訳プロジェクトの場で検討を重ね、それぞれの作業のスピード化を図る。
- (3) 音訳講習会を開催して音訳ボランティアを養成し、読者に対して録音情報の速やかな提供を目指す。
- (4) デジタル録音システムであるDAISYによる録音製作を推進し、録音図書・雑誌の製作を行う。また、音訳ボランティアのデジタル録音製作を推進するため、DAISY講習会を引き続き開催する。さらに、2017年度も活字を読むことが困難なユーザーが文字を拡大して読んだり、合成音で利用のできるテキストDAISYの講習会と製作を引き続き行う予定である。その他にも、2017年度から映画のサウンドに登場人物の表情や動作、画面の様子を説明する音声解説を付けた「シネマ・デイジー」の製作に着手する予定である。なお、DAISY製作された図書データを「サピエ図書館」に登録し、全国の点字図書館・公共図書館等との相互貸借を

行って図書館サービスの充実に努める。

- (5) サウンドパーク「心」（テープ版 C-90 1 巻、DAISY 版 1 枚）を毎月製作して希望者に貸し出す。
- (6) 「声の点字図書館」の機能と役割に対する利用者の理解と関心を高めるため、また利用者へのきめ細かい情報提供を目的に館報「長良川だより」（DAISY 版 1 枚、テープ版 C-90 1 巻）を毎月発行する。「長良川だより」には、当センターからのお知らせ、点字・録音新着図書案内、サピエ図書情報、貸出ランキングデータ紹介などを掲載する。
- (7) 墨字近刊図書情報「これから出る本」（月刊 毎月約 80 冊分掲載 DAISY 版 1 枚、テープ版 C-90 1 巻）を発行し、希望者に配布する。これによって、墨字図書情報を提供するとともに、希望図書を把握して音訳原本を決定できるように努める。
- (8) 「声の婦人公論」（DAISY 版 1 枚、テープ版（抜粋） C-90 2 巻）及び生活情報を盛り込んだ雑誌「月刊ぷらざ」（DAISY 版 1 枚、テープ版 C-90 1 巻）を毎月製作して、希望者へ貸し出す。また、DAISY 利用者に関し、「JAFMATE」（1 枚）、「岐阜新聞コラム～分水嶺～」(1 枚)も毎月製作して、希望者へ貸し出す。
- (9) プライベートサービスにより、個人の必要とする資料等を音訳する。
- (10) 視覚障害者の希望に応じて対面音訳サービスを行う。
- (11) 読者の求めに応じて、全国の視覚障害者情報提供施設等が製作するテープ・DAISY 雑誌を借り受けてプリントし、県内外の希望者に引き続き提供する。

### 3. 拡大写本サービスの充実

弱視者サービスの一環としての拡大写本サービスを充実させるため、全国拡大教材製作協議会等との連携を図る。なお、2017年度も文部科学省が実施している拡大教科書無償給付事業に協力し、県内外の学校、教科書出版社の要望に応じて拡大教科書製作に当たる。また、拡大写本技術の向上のため、「拡大写本スタッフ会」を定期的で開催する。

### 4. 触図の製作

視覚障害者の行動範囲を広げるため、岐阜はもんの会(触図の会)の全面的な協力を得て、各種の触図製作に取り組む。また、個人的なニーズに対応する柔軟性と機動性のある利用者サービスに対応して、積極的に製作を行う。



## 5. ボランティアの養成

社会貢献を図ろうとする県民に、活動の場や機会を提供すると同時に、自発的にボランティア活動に参加できるように、ボランティアの養成に努める。

- (1) 岐阜はもんの会の主催する「ボランティア研修会」に全面的に協力し、視覚障害者に質の高いサービス提供ができるように努める。
- (2) 岐阜県の委託を受けて、岐阜市と可児市で点訳講習会、岐阜市と美濃加茂市で音訳講習会をそれぞれ開催して、点訳・音訳ボランティアの養成を行うほか、「DAISY編集講座」「録音図書校正技術講習会」を開催し、デジタル録音図書及びアナログ録音図書製作の充実を図る。
- (3) 点訳・音訳ボランティアの資質の向上を図るため、前年度講習会修了者を対象として「点訳勉強会」及び「音訳勉強会」(2教室)をそれぞれ月1回開催するとともに、「点訳の集い」(3教室)・「点訳学習会」(2教室)、「音訳学習会」(2教室)、「音訳校正学習会」を毎月定期的で開催する。また、点訳プロジェクトを毎月1回、音訳プロジェクトを必要に応じて開催し、職員とボランティアが一体となって向上を図る。
- (4) 施設案内、総合学習・福祉体験講師、レクリエーションの充実強化とそのボランティアを引き続き養成し、増加する依頼にきめ細かく応える。

## 6. ネットワーク事業への参加

パソコンで製作した点字データ及び点字・録音図書を相互に利用するネットワークシステムとして機能している「サピエ図書館」の事業に積極的に参加し、全国視覚障害者情報提供施設のネットワーク化と岐阜県内の視覚障害者に向けた読者サービスの充実に努める。

## 7. 点字印刷・出版、その他

- (1) 岐阜県広報紙「岐阜県からのお知らせ」点字版(月刊、26ページ、年12回、標準サイズ350部、Lサイズ40部)及び岐阜市広報紙「広報ぎふ」点字版(月2回、32ページ、標準サイズ110部、Lサイズ16部)の製作・発送を行うほか、岐阜県身体障害者福祉協会会報(年3回発行)、その他関係機関・団体等の点字資料を依頼に応じて製作する。
- (2) 岐阜県広報紙「岐阜県からのお知らせ」の音声版(月刊 年12回、DAISY版35枚、テープ版C-90 190巻)、及び岐阜市広報紙の音声版「あいメール」(月2回、DAISY版20枚、テープ版C-60 54巻)を製作して、中途視覚障害者等の情報の拡大に協力する。さらに、岐阜県広報誌「県からのお知らせ」テキストメール版(月刊、年12回、11通)を委託製作し、希望

者に送信する。

- (3) 日本聖公会の委託を受けて、祈祷書及び聖歌集の点字版を希望に応じて製作する。
- (4) その他(地域資料・観光情報)生活情報センター発行の点字出版物の印刷・製本を行い、頒布する。

## 8. 関係機関・団体との連携

- (1) 「特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会」及び「社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会情報サービス部会」に引き続き加盟するほか、各種委員会活動及び日本点字委員会の事業に職員を派遣して協力する。
- (2) 中部ブロック点字図書館等連絡協議会加盟の各点字図書館相互の連携を密にし、事業の効果を上げるために積極的に協力する。
- (3) 日本図書館協会に引き続き加盟し、図書館界の情報収集に努めるとともに、全国レベルでの障害者サービスのあり方について研究する。
- (4) 岐阜県図書館協会の図書館協議会に引き続き加盟し、県内の図書館・大学図書館との連携を密にする。

## II 生活支援部門

### 1. 生活相談・支援

- (1) 中途視覚障害者を始め、多くの視覚障害者から寄せられる生活上のさまざまな相談に速やかに応じて、日常生活の諸問題解決に努める。
- (2) うかいネット(岐阜ロービジョンケアネット)に加盟し、岐阜大学、岐阜盲学校、岐阜県眼科医会、岐阜県眼鏡商業協同組合、岐阜県視能訓練士会と協力し、中途視覚障害者の発掘と支援に当たる。

### 2. 「視覚障害者外出サポート事業」の充実

視覚障害者の外出希望を実現するため、「障害者総合支援法」とのすみ分けを明確にして「視覚障害者外出サポート事業」を継続実施する。

### 3. 多様な学習機会の提供

利用者・ボランティアの自主的・自発的な学習活動を援助するため、研究会、講演会、副音声映画会「アソシア・シネラマ・ボイス」、3B体操、社交

ダンス、太極拳を主催し、地域の教室、関係団体等と共催する。多様な学習機会の提供に努めるとともに学習活動の場の提供、設備や資料の提供を行う。

#### 4. 日常生活用具の収集・展示

視覚障害者が日常生活を営む上で便利な用具類を引き続き収集・展示して視覚障害者が直接試用できるようにするほか、各種イベントを利用して外部の業者を招き広く情報を提供する。

#### 5. 施設機能強化事業の実施

施設機能強化事業として、視覚障害者における火災・地震等の災害時に備え、避難準備や移動を支援するネットワークづくりの構築と視覚障害者の防災教育及び災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する施設の総合的な防災対策の充実化を図るため、避難講習会・防災講習会・避難訓練を実施する。

- ・講習会、避難訓練：地域住民等への防災支援協力体制の整備及び避難講習会、第11回防災運動会を実施して地域組織の活性及びコミュニケーションを図る。
- ・各種クラブ活動の推進：生活情報センターを拠点として、視覚障害者と晴眼者が共通の趣味や目的で集まるクラブ活動の場を提供し、両者の交流を促進する。すでに結成されている、「料理クラブ」「卓球クラブ」「あみものクラブ」「ユーラスクラブ」を支援する。

#### 6. 災害時要援護者支援を目的とする支援システム体制を構築する

防災教育（防災運動会を10月14日(土)に開催）や防災地図システムを確立し、視覚障害者情報提供施設の参加を推進・支援する。

#### 7. 「センター交流会」の開催

生活情報センター利用者の声を直接聞いて事業に反映させるために、利用者とボランティアと職員との交流の場として、「センター交流会」を2017年12月23日(祝・土)に開催予定である。

#### 8. 視覚障害者福祉協会等の行事や活動への協力

- (1) 県視覚障害者福祉協会女性部が行う視覚障害女性家庭生活訓練事業(4月～12月)の実施に「岐阜はもんの会」とともに積極的に協力する。
- (2) その他、視覚障害者福祉の向上のために必要な協力をする。

## 9. 視覚障害者福祉の啓発活動

学校との連携を図りながら、「総合的な学習の時間」における児童・生徒の調べ学習等を支援する。また、体験学習等を希望する生徒の受け入れと中学・高校生を始め広く一般市民を対象に点字の普及を図るとともに、視覚障害者に関する知識と理解を広める。また、あらゆる機会をとらえて、視覚障害者に対する正しい認識と誘導法が広まるように努め、「視覚障害者とともに生きる」社会の環境作りを促進する。

- ・一日点字教室：夏休みを利用して、中学・高校生を対象に広く視覚障害者に対する理解を深めるために夏休みの期間に実施する。なお、誘導法の実施に当たっては、視覚障害者の協力を得る。
- ・親子点字教室：点字に関心を持つ小学生（4年～6年生）とその親を対象に、夏休みを利用して教室を開催し、点字及び点字を使う人々が身近な存在になるよう啓発する。

## Ⅲ 日常生活技術指導部門

### 1. 歩行指導等の実施

歩行指導を希望する視覚障害者に対して、引き続き個別及び集団による歩行指導を行う。また、求めに応じて、歩行以前の日常生活における各種技術指導を行う。

### 2. パソコン指導の実施

視覚障害者がパソコンを介して情報収集を図り、また情報伝達を円滑に行うために、個々のニーズに応じて個別によるパソコン指導を引き続き実施する。

### 3. 中途視覚障害者に対する点字学習指導

一人でも多くの人に点字修得ができるよう指導するとともに、各個人の特性に合わせて指導する。希望する中途視覚障害者に対して、ボランティアの協力を得て個別による学習指導を行う。なお、Lサイズ点字プリンターを使って、Lサイズによる点字テキストを使用し、点字学習希望者すべての点字の読み書きが可能になるよう努める。

#### 4. 視覚障害者職業訓練指導

就職困難な視覚障害者や重複視覚障害者に対して技術指導や作業提供を行う。2017年度は就労支援事業に向けて、職員1名を採用し、その準備を進める。

#### 5. 代読・代筆情報支援事業

視覚障害者の各種社会参加の場面で、視覚障害者情報支援員によって代読・代筆されることは、視覚障害者の自立を支援する上できわめて大きな意義がある。このために、視覚障害者情報支援員を養成し、社会参加する視覚障害者の個人支援に努める。

#### 6. 関係機関・団体との連携

- (1) 社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会の「自立支援施設部会」に引き続き加盟し、技術研修及び情報の収集に努める。
- (2) 県内関係機関・団体との連携を図る。

# 2017年度 岐阜アソシア視覚障害者障害福祉サービス事業 同行援護及び移動支援事業計画書

社会福祉法人 岐阜アソシア

引き続き視覚障害者の社会参加を促進する。今年度の方針は次のとおり。

- (1) 視覚障害者同行援護従業者養成研修会を開催し、当法人の事業目的に合った人材を育成する。
- (2) 登録ガイドヘルパーの研修会を実施し、資質の向上を図る。
- (3) 日本盲人会連合主催による同行援護従事者資質向上研修事業に協力し、県内外のガイドヘルパーの資質向上を図る。
- (4) ボランティアの協力によって行う「外出サポート事業」とのすみ分けを明確にする。

ア. 「障害福祉サービス事業(同行援護)」、「地域生活支援事業(移動支援事業)」の利用を優先し、制度が利用できない場合に「外出サポート」で対応する。

制度が利用できない場合：施設入所者、1対1以外のサポートを希望するとき、宿泊を伴うとき、受給時間を超えたとき

イ. ガイドヘルパーと外出サポートボランティアは兼務しない。

- (5) 視覚障害者の各種社会参加の場面で、視覚障害者情報支援員によって代読・代筆されることは、視覚障害者の自立を支援する上できわめて大きな意義がある。本年度もガイドヘルパーに対して代読・代筆講習会を開催し、社会参加する視覚障害者の個人支援に努める。